

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年6月19日
【事業年度】	第25期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社 あみやき亭
【英訳名】	AMIYAKI TEI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 佐藤 啓介
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目12番地の8
【電話番号】	0568(32)8800
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 千々和 康
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目12番地の8
【電話番号】	0568(32)8800
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 千々和 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	29,955	30,564	31,638	32,136	31,877
経常利益 (百万円)	3,284	3,053	3,105	2,864	1,949
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,170	2,163	2,027	1,635	921
包括利益 (百万円)	2,169	2,163	2,027	1,635	921
純資産額 (百万円)	17,486	18,965	20,306	21,257	21,493
総資産額 (百万円)	21,881	23,304	24,910	25,969	25,604
1株当たり純資産額 (円)	2,553.23	2,769.14	2,965.08	3,103.91	3,138.50
1株当たり当期純利益金額 (円)	316.95	315.96	295.98	238.87	134.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.9	81.4	81.5	81.9	83.9
自己資本利益率 (%)	13.0	11.9	10.3	7.9	4.3
株価収益率 (倍)	14.2	13.1	19.2	14.6	22.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,085	3,100	3,169	2,906	1,500
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,417	1,339	1,836	1,923	1,553
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	659	744	728	753	738
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,659	4,676	5,281	5,510	7,826
従業員数 (名)	550	543	538	561	591
(外、平均臨時雇用者数)	(2,639)	(2,676)	(2,776)	(2,826)	(2,567)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数であります。また、()内にパートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	22,729	22,797	23,394	23,496	22,544
経常利益 (百万円)	2,652	2,460	2,384	2,195	1,307
当期純利益 (百万円)	1,686	1,707	1,581	1,382	657
資本金 (百万円)	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
発行済株式総数 (株)	6,848,800	6,848,800	6,848,800	6,848,800	6,848,800
純資産額 (百万円)	16,782	17,805	18,701	19,399	19,372
総資産額 (百万円)	20,219	21,113	22,084	22,935	22,267
1株当たり純資産額 (円)	2,450.47	2,599.80	2,730.75	2,832.63	2,828.70
1株当たり配当額 (円)	95.00	100.00	100.00	100.00	100.00
(うち1株当たり中間配当額)	(45.00)	(50.00)	(50.00)	(50.00)	(50.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	246.31	249.33	230.99	201.92	96.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.0	84.3	84.7	84.6	87.0
自己資本利益率 (%)	10.4	9.9	8.7	7.3	3.4
株価収益率 (倍)	18.3	16.6	24.6	17.3	31.1
配当性向 (%)	38.6	40.1	43.3	49.5	104.1
従業員数 (名)	413	414	421	451	459
(外、平均臨時雇用者数)	(2,067)	(2,134)	(2,141)	(2,212)	(1,903)
株主総利回り (%)	117.0	109.9	151.8	98.7	88.4
(比較指標：配当込みTOPIX)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	5,440	4,580	5,870	5,800	3,760
最低株価 (円)	3,895	3,510	4,020	3,340	2,611

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数であり、当社から当社グループへの出向者を含んでおります。()内にパートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1995年 6月	愛知県春日井市鳥居松町二丁目 1 番地に資本金46百万円にて株式会社あみやき亭を設立し、営業を開始。
1995年 7月	あみやき亭 1 号店を愛知県春日井市に開店。焼肉レストランの経営を開始。
1998年 6月	本社を愛知県春日井市朝宮町三丁目19番地の10に移転。
2000年 1月	あみやき亭10号店を名古屋市南区に開店。
2000年 1月	焼鳥第 1 号店（現 元祖やきとり家美濃路）を愛知県春日井市に開店。焼鳥専門店の経営を開始。
2000年 2月	本社を愛知県春日井市如意申町五丁目 2 番地の 1 に移転。
2001年 9月	あみやき亭20号店を愛知県津島市に開店。
2001年10月	元祖やきとり家美濃路10号店を名古屋市北区に開店。
2002年12月	東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場。
2003年 1月	元祖やきとり家美濃路20号店を名古屋市中区に開店。
2003年 7月	あみやき亭30号店を大府市に開店。
2004年 7月	あみやき亭40号店を知立市に開店。
2005年 3月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に指定替え。
2005年 5月	元祖やきとり家美濃路30号店を名古屋市南区に開店。
2005年 6月	あみやき亭50号店を岐阜県岐南町に開店。
2006年 4月	あみやき亭60号店を愛知県東海市に開店。
2006年 9月	元祖やきとり家美濃路40号店を名古屋市中川区に開店。
2007年 5月	あみやき亭の関東1号店を東京都調布市に開店。 あみやき亭70号店を岐阜県可児市に開店。
2008年 5月	あみやき亭80号店を三重県伊勢市に開店。
2009年11月	株式会社スエヒロレストランシステムの全株式を取得し、子会社化。
2009年12月	あみやき亭90号店を愛知県豊田市に開店。 元祖やきとり家美濃路50号店を三重県伊勢市に開店。
2011年12月	あみやき亭100号店を岐阜県大垣市に開店。
2012年 4月	元祖やきとり家美濃路60号店を愛知県春日井市に開店。
2012年11月	本社を愛知県春日井市如意申町五丁目12番地の 8 に移転。
2013年12月	あみやき亭110号店を岐阜県関市に開店。
2014年 1月	株式会社アクトグループの全株式を取得し、子会社化。
2015年 8月	あみやき亭120号店（どんどん）を静岡県富士市に開店。
2017年 4月	レストランあみやき亭を愛知県春日井市に開店。
2019年 4月	有限会社杉江商事の全株式を取得し、子会社化。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社、非連結子会社1社の5社で構成されており、焼肉事業、焼鳥事業、その他の事業の3事業を直営にて展開しております。以下に示す区分はセグメントと同一の区分であります。

(1) 焼肉事業

当社が経営する「あみやき亭」につきましては、中部地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）、関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及び近畿地区（滋賀県）で展開しており、「食肉の専門集団」である当社の強みを活かした食肉の知識とカット技術による品質の高い肉の美味さと品揃えを一層充実させ、安心感のある美味しい国産牛肉を「専門店の味をチェーン店の価格」で提供しております。

株式会社スエヒロレストランシステムが経営する「スエヒロ館」につきましては、関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）で店舗展開しており、当社の強みを活かして和牛焼肉をチェーン店価格で提供しております。

株式会社アクトグループが経営する「ブラックホール」につきましては、都心立地に相応しい楽しいお食事の雰囲気とプレミアムな和牛焼肉を提供しております。

株式会社杉江商事が運営する「ホルモン青木」をはじめとしたホルモン焼店につきましては、社内整備と当社の「食肉の専門集団」の強みを活かしたコスト見直しを実施するとともにブランドの知名度を活かした展開を行っております。

また、グループシナジーとして2010年3月に神奈川県大和市にセントラルキッチン（南関東フードシステム、スエヒロフードシステム）を移転・新設するなど加工・生産体制の再整備を行い、一体化した加工製造を行っております。

(2) 焼鳥事業

当社が経営する「元祖やきとり家美濃路」につきましては、中部地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）で展開しており、ファミリー客や女性客をターゲットに焼鳥や釜めしなどのメニューをリーズナブルな価格で提供しております。

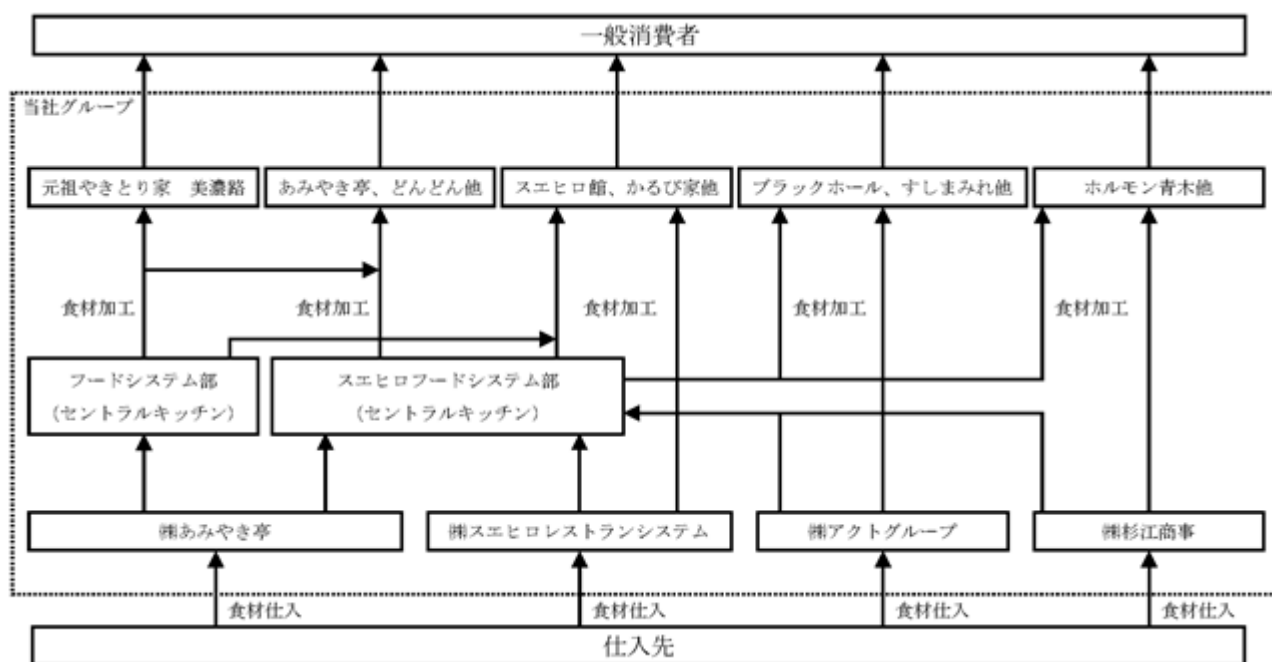
(3) その他の事業

その他の事業につきましては、当社直営の「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」を愛知県春日井市において開店。中部地区でのドミナント展開を開始した他、株式会社スエヒロレストランシステムと株式会社アクトグループが関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）で展開しております。

「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」は、美味しい国産牛のステーキ、ハンバーグをお値打ち価格でご提供する本格ディナーレストランであります。

レストランの「スエヒロ館」につきましては、国産牛100%のハンバーグや国産牛ステーキなどをリーズナブルな価格で提供しており、居酒屋の「楽市」、寿司の「すしまみれ」、イタリアンの「スパッカナポリ」、「米助」などのダイニング事業は東京都の都心部で展開しております。

なお、事業系統図は、次の通りであります。



非連結子会社は含みません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社スエヒロレストランシステム(注)2	神奈川県大和市	30百万円	焼肉事業 その他の事業	100%	役員の兼任あり 資金の貸付 設備の賃貸
(連結子会社) 株式会社アクトグループ	東京都港区	80百万円	焼肉事業 その他の事業	100%	役員の兼任あり
(連結子会社) 株式会社杉江商事(注)3	東京都江東区	3百万円	焼肉事業	100%	役員の兼任あり

- (注)1. 「主要な事業の内容」欄にはセグメントの名称を記載しております。
2. 株式会社スエヒロレストランシステムについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 (1)売上高 7,091百万円 (2)経常利益 376百万円
(3)当期純利益 113百万円 (4)純資産額 1,218百万円 (5)総資産額 3,473百万円
3. 2019年4月25日に有限会社杉江商事の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
焼肉事業	422(1,677)
焼鳥事業	59 (437)
報告セグメント計	481(2,114)
その他の事業	69 (277)
全社(共通)	41 (176)
合計	591(2,567)

- (注)1. 従業員数は、就業人員であります。また、()内にパートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
459 (1,903)	38.9	6年3ヶ月	5,213

セグメントの名称	従業員数(名)
焼肉事業	364(1,338)
焼鳥事業	59 (437)
報告セグメント計	423(1,775)
その他の事業	4 (18)
全社(共通)	32 (110)
合計	459(1,903)

- (注)1. 従業員数は、就業人員であり、当社から当社グループへの出向者85名を含んでおります。また、()内にパートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、焼肉事業、焼鳥事業及びその他の事業の3事業を主に直営にて、中部地区（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）と関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、近畿地区（滋賀県）において展開しております。

競合他社との競争優位性につきましては、当社には食肉に精通した社員が多数在籍しており、今後におきましても、その社員集団の専門性を活かした品質の高い肉の美味しさと豊富なメニュー並びにリーズナブルな価格（「専門店の味をチェーン店の価格」）で提供し他社との差別化を進めてまいります。

主要商品につきましては、「お客様一人一人に喜んでいただく」ことを経営理念として掲げ、「より美味しいものを、よりお値打ちに食べたい」というお客様の進化する欲求に応えるため、常にお客様の嗜好の一步先を行くことに全社一丸となって取り組み、その結果として開発された安心安全な牛肉、豚肉及び鶏肉の焼肉、焼鳥、ステーキ、ハンバーグ等であります。

顧客基盤につきましては、人口が多く、都心のオフィス街であれば、主にビジネス層であり、他方、郊外の住宅地沿い及び幹線道路沿いでは、主にファミリー層及びシニア層であります。また、郊外においても地域性の違いによって商品の嗜好に大きな違いがある場合には、その顧客層の嗜好を把握・分析して、もっとも適したメニュー、価格及びサービス内容などを決定いたします。

販売網につきましては、上記中部地区、関東地区及び近畿地区で当社グループの基本的な出店戦略であるドミナント戦略によって形成された店舗網であります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、適正原価率の維持及びコスト管理に注力しており、収益性が明確に表れると考えられる売上高経常利益率を経営指標として掲げており、中期的な目標経営指標として売上高経常利益率15%を目指しております。

近年、主力商品の国産牛価格の上昇、人手不足による人件費高騰等のコスト高要因から、売上高経常利益率の低下傾向が続いておりますが、当社グループでは、一層の経費削減や仕入れの効率化等を通じて、経営指標の向上を目指してまいります。

当連結会計年度の売上高経常利益率は、主力商品の国産牛肉相場の高止まりに加えて、人手不足による人件費高騰等のコスト高要因から、6.1%（前期比2.8ポイント減）となりました。当社グループでは一層の経費削減や仕入れの効率化等を通じて、経営指標の向上を目指してまいります。

(参考) 目標経営指標の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高経常利益率（%）	10.9	10.0	9.8	8.9	6.1

(3) 中期的な会社の経営戦略

当社グループといたしましては、「お客様に喜んでいただき、選んでいただく店舗作り」を目指し、「食肉の専門集団」である強みを活かした商品の提供により競合他社との差別化を図り、ブランド認知を推し進めてまいります。店舗展開は、直営店形態とし、中部地区及び関東地区を中心に出店地域を拡大しており、品質・サービス面でのレベルを一定以上に維持できる体制の構築を図っております。

また、当社グループは、いかなる環境変化にも対応できる強固な経営体質を確立すべく食材原価や新規出店コストの低減を図るなどのローコストオペレーション体制を整備してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループにおいて経営環境に大きな影響を及ぼしております。今後につきましては、特に2021年3月期の上期において大きく影響するものと考えており、その後も一定期間影響が続くものと考えております。

当社グループの優先的に対処すべき事業上の課題は、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う売上高の減少等が見込まれる厳しい経営環境の下においても、「お客様に喜んでいただき、選んでいただく店舗作り」を行い、「安心・安全」な商品の提供を実現していくことであります。そのために、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、店舗において換気、消毒、ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策実施を徹底して店舗運営を行うことが重要であると考えております。

次に、当社グループの優先的に対処すべき財務上の課題は、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う売上高の減少等が見込まれる厳しい経営環境の下においても、当社グループの資本の財源及び資金の流動性を確保し、事業に必要な資金を安定的に維持確保することです。当社グループでは、通常の事業活動から得られたキャッシュ・フローにより、事業に必要な資金を安定的に確保し、また、現金及び預金は経営計画を機動的に実施する上で、必要となる水準を維持してまいりましたので、金融機関からの資金調達は実施しておりませんでした。しかしながら、今後につきましては

は、事業運営上必要な運転資金や設備資金につきましては、自己資金に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響を鑑み、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、中長期的に安定した経営を行うためのバックアップラインとして金融機関とのコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 会社の対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行に伴う人口減少により市場規模が縮小傾向にあるなか、気候変動による災害や消費税増税による消費マインド低下、さらには、今回のコロナウイルスのような不測の感染症流行の影響など外的な要因に厳しさが一層増しております。

こうした環境の下、当社グループでは、「お客様一人一人に喜んでいただく社会貢献」を経営理念に掲げ、「食肉の専門集団」の強みである「目利き」が“厳選した素材”を卓越した「カット技術」を活かして、「お客様に価値観・満足感のある商品」をご提供することをミッションとし、お客様に喜んでいただける店舗づくりを目指して、以下を引き続き会社の対処すべき課題として取り組んでまいります。

安心安全な商品の提供

当社グループでは、商品の安全性は、最重要課題と認識しており、仕入食材の品質管理、加工段階での衛生管理、配送段階での温度管理と鮮度維持において、社内体制を一層強化するとともに、信頼できる取引先の選定、指導・教育を行い、「食の安心、安全」を追求してまいります。

人材の確保と育成、定着化

当社グループでは人材が当社の持続的成長を支える重要な基盤であると考え、社員のみならずパート・アルバイトの安定的採用、人材育成、及び人材の定着化のための体制整備、充実を目指してまいります。

採用では、優秀なアルバイトを社員として採用することを全社的に取り組んでおります。

また、外食経験者を中心とした中途採用に注力するとともに、新卒採用も積極的に行うなどあらゆる方法を講じて、人材の確保に努めてまいります。

人材育成では、月1回社員全員が集う全体会議や店長会議、木鶏塾等で、経営トップが直接社員に語り掛け、「企業理念」や「経営方針」の浸透を図り、意識向上に努めております。

人材の定着化では、社員が働きやすい環境整備のため、労働時間の適正化及び待遇の改善に継続的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式の投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 食の安全性について

当社グループは、国産牛肉の生産履歴を店頭に表示するなど、安全安心な食材を提供することを使命としておりますが、BSE及び放射能の影響による消費者の牛肉全般に対する不信感の広がりや鳥インフルエンザの発生などによる風評被害が起こった場合、客数の減少から当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、客数の減少による店舗の売上高の減少等による営業利益の減少が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、平素より積極的に広く健康被害情報の収集・分析に努め、当社の最重要課題である商品の安全性を守るため、仕入業者を厳正に選定し、指導・教育を行い、仕入商品の厳格な検品と品質管理、セントラルキッチンにおける加工段階での衛生管理、配送段階での温度管理と鮮度維持において、社内体制を一層強化し、店舗においては徹底した品質管理及び衛生管理を行い、安全安心な食材を提供することであると考えております。

(2) 法的規制等について

a. 食品衛生法

当社グループは、セントラルキッチンを採用しており、一括仕入れ、一括加工して、その日のうちに各店舗に配送しております。セントラルキッチンにおいては、厳正な品質管理及び衛生管理を実施し、また、配送においても温度管理等品質維持を徹底しております。また、各店舗におきましても、衛生面での定期的なチェックと改善指導等を実施し、社内ルールに則した衛生管理を徹底しておりますが、衛生問題や食品衛生法に抵触するような事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低く、時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、セントラルキッチンからの商品・製品の出荷に支障をきたし、店舗の売上高の減少等による営業利益の減少が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、平素よりセントラルキッチンの全従業員に対し、品質管理及び衛生管理について徹底した教育を行うことであると考えております。

b. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

当社グループは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」という）による規制を受けております。「食品リサイクル法」により、食品関連事業者は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量化、再利用に取り組むことを義務付けられております。従いまして、設備投資等の新たな費用発生により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期につきましては、当該事象の内容により様々であり、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、設備投資等の新たな費用発生による営業利益の減少等が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、平素より、セントラルキッチンにおいてはカット技術の向上による肉の原材料の歩留まりの改善・向上、店舗においては綿密な売上予測による食材の発注精度の向上、並びに全社において新たな商品開発による食品廃棄物の再利用に取り組むことであると考えております。

c. 商品表示について

外食産業におきましては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざん等が発生する等、食の安全性だけでなく、消費者との信頼関係を損なう事件も発生しております。当社グループでは、商品内容について厳しいチェックの上、適正な表示に努めておりますが、万一、表示内容に重大な誤り等が発生した場合には信用低下等を招き、店舗売上減少などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低く、時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、店舗の売上高の減少等による営業利益の減少が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、平素より、仕入業者と緊密に連携し、日々の原材料・商品の仕入に対して厳格なチェックを行い、適正な表示により消費者との信頼関係を維持することであると考えております。

d. 短時間労働者（パートタイマー等）に対する社会保険加入義務化の適用基準拡大

短時間労働者（パートタイマー等）に対する社会保険加入義務化の適用基準拡大について、現在、当社グループの短時間労働者のうち社会保険加入義務のある対象者は少数ではありますが、今後、短時間労働者の社会保険加入義務化の適用基準拡大や労働法改正などに伴う保険料の増加などにより、当社グループの業績

に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低くはなく、時期につきましてはすでに到来したものであり、また将来においてもあり得るものの現時点ではその予測は困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、保険料の増加による営業利益の減少等が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、当社グループが従業員の働き方に対して中立で公平な社会保険制度の運用に寄与することで従業員の労働意欲を向上させ、従業員の従来以上の能力発揮や将来の企業運営に必要な労働力確保が可能となる環境を構築することであるとと考えております。

(3) 出店戦略について

当社グループの基本的な出店戦略は、ドミナントを形成しながら地域を徐々に拡大していく方式で、現在、中部地区（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）と関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、近畿地区（滋賀県）で出店を行っております。希望する出店予定地が確保できない等により計画通りの出店ができない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度は低く、時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、希望する出店予定地が確保できない等により計画通りの出店ができないことによる事業計画の売上高、営業利益及び経常利益の未達が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、事業計画の作成にあたり、個々の既存店の営業成績を精査・分析して、地域ごとの消費者のニーズの変化をいち早くとらえてその変化に対応できる店舗の出店により当該地域で市場占有率を高め、強靱なドミナントを形成していくことであるとと考えております。

(4) 人材の確保・育成について

当社グループにとって、お客様に満足していただける調理や接客といったオペレーションレベルを維持していくために、人材の確保と育成は重要な課題となっております。そのため、毎年採用による人材確保、「あみやき亭大学」「美濃路大学」をはじめとした社内研修による店長候補の育成に注力しております。しかしながら、人材確保ができない場合や人材育成が予定通り進まなかった場合には、お客様に満足いただけるサービスの提供が行えず、お客様満足度の維持が困難となることから、新規出店はしない方針であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低くはないものの、時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、必要とする人材が確保できないこと及び人材育成が予定通り進まなかったことにより、計画通りの出店ができないことによる事業計画の売上高、営業利益及び経常利益の未達が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、当社グループでは人材が当社の持続的成長を支える重要な基盤であると考え、社員のみならずパート・アルバイトの安定的採用、人材育成、及び人材の定着化のための体制整備、充実を目指してまいります。採用では、優秀なアルバイトを社員として採用することを全社的に取組んでおります。また、外食経験者を中心とした中途採用に注力するとともに、新卒採用も積極的に行うなどあらゆる方法を講じて、人材の確保に努めてまいります。人材育成では、月1回社員全員が集う全体会議や店長会議、木鶏塾等で、経営トップが直接社員に語り掛け、「企業理念」や「経営方針」の浸透を図り、意識向上に努めております。人材の定着化のため長時間労働の抑制など労働時間の適正化及び待遇の改善に継続的に取組み、従業員にとって「働きやすい職場」、「働きがいのある職場」を作り、魅力ある雇用創出を図っていくことにより、将来必要な人材を育成することが重要であるとと考えております。

(5) 固定資産の減損について

当社グループは、2005年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、当社グループの営業用資産及びのれん等について、収益性が著しく低下し、固定資産の減損処理が今後必要になった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低くはなく、時期につきましては、近い将来もあり得ると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、減損費用を特別損失として計上することによる当期純利益の減少が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、減損の兆候である営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである当社グループの店舗及び子会社の運営を迅速に立て直し、投資額の回収を達成することであるとと考えております。

(6) 情報保護

当社グループは、お客様満足度向上のために多数の個人情報を保有しており、各情報端末機器にはパスワード等のセキュリティー機能を付し、書類等につきましても、厳重に管理しており、他への流出がない体制を十分に整備しておりますが、他に情報が流出するような事件が発生した場合には、信用失墜等により業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は低く、時期につきましては、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、情報の流出により当社グループに対する信用失墜による店舗の売上高の減少等が考えられます。当

該リスクへの対応策につきましては、情報セキュリティ対策、従業員への教育を行い、セキュリティ意識の向上と、業務上における情報管理に関するルール遵守の徹底を図っていくことであると考えております。

(7) 自然災害リスクについて

当社グループは、中部地区、関東地区において事業基盤を有しており、将来、これらの地域で地震や台風等の大規模災害によって、工場の操業や店舗への配送に支障をきたし、店舗への食材の供給が停止する事態や店舗等の損傷が発生した場合には、店舗の営業が困難となる恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は高く、時期につきましては近い将来もあり得るものの、現時点では予測困難であると認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、自然災害の発生による店舗運営規模の縮小又は店舗運営の停止による店舗の売上高の減少等が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、お客様や店舗スタッフの安全を守る義務を果たすため、災害対策も重要な業務の一つであることを認識し、必要な「事前対策」と「発生時の緊急対策」を策定し、普段から全従業員で対策を実行していくことであると考えております。

(8) その他のリスクについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛等により客数が減少した場合や、店舗営業の自粛、営業時間の短縮等をせざるを得ない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は高く、その時期につきましてはすでに到来しているものと認識しております。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響の内容につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、店舗の売上高の減少等が考えられます。当該リスクへの対応策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、店舗において換気、消毒、ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策実施を徹底することであると考えております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などが続いているものの、米中貿易摩擦等による世界経済の不安定化や相次ぐ自然災害や消費税率の引上げに加え新型コロナウイルスの感染拡大等により先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、焼肉事業、焼鳥事業及びその他の事業において、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、足元の業績に売上高減少等の影響が生じております。今後につきましては、特に2021年3月期の上期において大きく影響するものと考えており、その後も一定期間影響が続くものと考えております。

当業界におきましては、食材価格の高騰傾向、人材の確保を目的とした人件費の上昇、さらには依然として根強い消費者の節約志向に加え新型コロナウイルスの感染拡大で急速に消費マインドが冷え込むなど極めて厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループといたしましては、「お客様に喜んでいただき、選んでいただく店舗作り」を目指し、「食肉の専門集団」の強みであるカット技術を活かして季節メニューの開発をするなど、お客様にとって価値感・満足感のある商品を提供し、他社との差別化を図ってまいりました。

また、クリンネス、キッチン・ホールのオペレーション等基本の徹底を図り、接客・サービス力向上を図るなどの既存店強化に努めてまいりました。

店舗数につきましては、株式会社杉江商事の新規連結による7店舗に新規出店7店舗（焼肉事業4店舗、その他事業3店舗）、退店3店舗の結果、当連結会計年度末の店舗数は269店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、31,877百万円（前連結会計年度比0.8%減）、損益面につきましては、国産牛肉相場の高止まりに加え、人件費関連コスト等販売費及び一般管理費の増加により営業利益1,857百万円（前連結会計年度比32.8%減）、経常利益1,949百万円（前連結会計年度比31.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益921百万円（前連結会計年度比43.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

< 焼肉事業 >

焼肉事業の当連結会計年度末の店舗数は、株式会社杉江商事の新規連結による7店舗に新規出店4店舗、退店1店舗の結果182店舗であります。内訳は、あみやき亭110店舗、どんどん22店舗、かるび家2店舗、スエヒロ館21店舗、ほろたん屋14店舗、ブラックホール5店舗、島津1店舗、ホルモン青木他7店舗であります。

当社が経営する「あみやき亭」では、品質の向上に徹底的にこだわり「お客様にとって価値感・満足感のある商品」を提供するとともに、接客・サービス力向上に向けたクリンネス、キッチン・ホールのオペレーション等基本の徹底を図るなどの既存店強化に努めてまいりました。

株式会社スエヒロレストランシステムが経営する焼肉「スエヒロ館」につきましては、「スエヒロ」ブランドの知名度と「食肉の専門集団」である強みを活かした和牛商品を「チェーン店価格」で提供するなどグループシナジーを発揮した展開をしております。

また、株式会社アクトグループが経営する焼肉業態へ当社より焼肉食材を供給し、一層の品質向上に努めてまいりました。

株式会社杉江商事が運営する「ホルモン青木」をはじめとしたホルモン焼店につきましては、社内整備と当社の「食肉の専門集団」の強みを活かしたコスト見直しを実施するとともにブランドの知名度を活かした展開を行っております。

以上の結果、焼肉事業の当連結会計年度の売上高は、24,026百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

< 焼鳥事業 >

焼鳥事業の当連結会計年度末の店舗数は、55店舗であります。

焼鳥事業は、当社が経営する「元祖やきとり家美濃路」であります。

焼鳥事業におきまして、焼きの技術向上に努め、「美味しくて、安い」焼鳥や釜めしの提供に努めてまいりました。

以上の結果、焼鳥事業の当連結会計年度の売上高は、3,633百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

< その他の事業 >

その他の事業の当連結会計年度末の店舗数は、新規出店3店舗、退店2店舗の結果32店舗であります。

内訳は、当社が経営するレストランの「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」2店舗、株式会社スエヒロレストランシステムが経営するレストランの「スエヒロ館」17店舗、居酒屋「楽市」3店舗と株式会社アクトグループが経営する寿司業態の「すしまみれ」6店舗、ダイニング3店舗、イタリアンレストラン1店舗であります。

「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」は、美味しい国産牛肉のステーキ、ハンバーグをお値打ち価格にてご提供する本格的ディナーレストランとして、引き続き品質向上やお客様の立場に立った接客・サービスの向上に努めてまいりました。

レストランの「スエヒロ館」につきましては、スエヒロブランドを活かしつつ「食肉の専門集団」である当社グループの強みを活かした「100%国産牛ハンバーグ」「国産牛ステーキ」を提供するハンバーグ・ステーキの専門店として、引き続き品質の向上に努めてまいりました。

居酒屋「楽市」につきましても、メニュー開発を行うとともに商品の品質向上やお客様の立場に立った接客・サービスの向上に努めてまいりました。

株式会社アクトグループでは、経営する寿司業態、ダイニング業態、イタリアン業態とも快適な空間で食事を楽しんでいただくことを目指しております。また、寿司業態では各店舗で行っている鮮魚の仕入及びカットをセントラルキッチンに一部移行するなど業務の効率化並びにコストダウンを図るとともに全国各地の産地直送鮮魚をお値打ち価格で提供するなどお客様満足度の極大化に努めております。

以上の結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は4,217百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、7,826百万円（前期比42.0%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,500百万円（前期比48.4%減）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が1,481百万円となったこと等を反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、1,553百万円（前連結会計年度は1,923百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が6,500百万円、定期預金の預入による支出が3,500百万円及び有形固定資産の取得による支出が956百万円あったこと等を反映したものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、738百万円（前期比2.1%減）となりました。これは主に配当金の支払額が684百万円あったこと等を反映したものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度を生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
焼肉事業	4,037	109.4
合計	4,037	109.4

- (注) 1. 金額は製造原価によって表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当連結会計年度を仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

(a) 原材料仕入実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
焼肉事業	3,276	115.5
合計	3,276	115.5

- (注) 1. 金額は仕入価額によって表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 商品仕入実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
焼肉事業	5,534	93.5
焼鳥事業	1,192	98.1
その他の事業	955	98.0
合計	7,682	94.7

- (注) 1. 金額は仕入価額によって表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注状況

当社は、見込生産を行っておりますので、受注状況については記載すべき事項はありません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
焼肉事業	24,026	98.7
焼鳥事業	3,633	98.7
その他の事業	4,217	102.3
合計	31,877	99.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、売上高は、31,877百万円(前連結会計年度比0.8%減)、損益面につきましては、国産牛肉相場の高止まりに加え、人件費関連コスト等販売費及び一般管理費の増加により営業利益1,857百万円(前連結会計年度比32.8%減)、経常利益1,949百万円(前連結会計年度比31.9%減)となりました。

特別損失は、店舗の減損損失433百万円、固定資産除去損37百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益921百万円(前連結会計年度比43.7%減)となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

< 焼肉事業 >

当社が経営する「あみやき亭」では、品質の向上に徹底的にこだわり「お客様にとって価値感・満足感のある商品」を提供するとともに、接客・サービス力向上に向けたクリンネス、キッチン・ホールのオペレーション等基本の徹底を図るなどの既存店強化に努めてまいりました。

株式会社スエヒロレストランシステムが経営する焼肉「スエヒロ館」につきましては、「スエヒロ」ブランドの知名度と「食肉の専門集団」である強みを活かした和牛商品を「チェーン店価格」で提供するなどグループシナジーを発揮した展開をしております。

また、株式会社アクトグループが経営する焼肉業態へ当社より焼肉食材を供給し、一層の品質向上に努めてまいりました。

株式会社杉江商事が運営する「ホルモン青木」をはじめとしたホルモン焼店につきましては、社内整備と当社の「食肉の専門集団」の強みを活かしたコスト見直しを実施するとともにブランドの知名度を活かした展開を行っております。

以上の結果、焼肉事業の当連結会計年度の売上高は、24,026百万円(前連結会計年度比1.3%減)となりました。

< 焼鳥事業 >

焼鳥事業は、当社が経営する「元祖やきとり家美濃路」であります。

焼鳥事業におきまして、焼きの技術向上に努め、「美味しくて、安い」焼鳥や釜めしの提供に努めてまいりました。

以上の結果、焼鳥事業の当連結会計年度の売上高は、3,633百万円(前連結会計年度比1.3%減)となりました。

< その他の事業 >

「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」は、美味しい国産牛肉のステーキ、ハンバーグをお値打ち価格にてご提供する本格的ディナーレストランとして、引き続き品質向上やお客様の立場に立った接客・サービスの向上に努めてまいりました。

レストランの「スエヒロ館」につきましては、スエヒロブランドを活かしつつ「食肉の専門集団」である当社グループの強みを活かした「100%国産牛ハンバーグ」「国産牛ステーキ」を提供するハンバーグ・ステーキの専門店として、引き続き品質の向上に努めてまいりました。

居酒屋「楽市」につきましても、メニュー開発を行うとともに商品の品質向上やお客様の立場に立った接客・サービスの向上に努めてまいりました。

株式会社アクトグループでは、経営する寿司業態、ダイニング業態、イタリアン業態とも快適な空間で食事を楽しんでいただくことを目指しております。また、寿司業態では各店舗で行っている鮮魚の仕入及びカットをセントラルキッチンに一部移行するなど業務の効率化並びにコストダウンを図るとともに全国各地の産地直送鮮魚をお値打ち価格で提供するなどお客様満足度の極大化に努めております。

以上の結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は4,217百万円(前連結会計年度比2.3%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性は、事業に必要な資金を安定的に維持確保することを基本方針としております。

当社グループの事業における運転資金需要の主たるものは、食材及び備品の購入費用の他製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要の主たるものは、店舗の出店に伴う建物、設備等であり

ます。当社グループでは、通常の事業活動から得られたキャッシュ・フローにより、事業に必要な資金を安定的に確保し、また、現金及び預金は経営計画を機動的に実施する上で、必要となる水準を維持してまいりましたので、金融機関からの資金調達を実施していませんでした。

しかしながら、今後につきましては、事業運営上必要な運転資金や設備資金につきましては、自己資金に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響を鑑み、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、中長期的に安定した経営を行うためのバックアップラインとして金融機関と融資枠設定金額合計20億円のコミットメントライン契約を締結することといたしました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成しております。

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、連結売上高の減少等の影響が生じております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りにつきましては、「注記事項」（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（追加情報）及び「注記事項」（重要な会計方針）（追加情報）に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年4月2日開催の取締役会において、有限会社杉江商事の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。当該契約に基づき、2019年4月25日付で同社の全株式を取得いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載の通りであります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、7店舗を新規出店いたしました。焼肉事業において511百万円、焼鳥事業においては40百万円、その他の事業においては309百万円、全社（共通）においては44百万円の設備投資を実施しました。

この結果、当連結会計年度中に実施しました設備投資額は、906百万円となりました。

なお、設備には無形固定資産を含んでおります。また、当連結会計年度中において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)	
			建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	器具及び備品	土地 (面積㎡)	無形固定資産		合計
本社(加工場含む) (愛知県春日井市)	-	事務用備品その他	175	4	14	6	4	26 (304.43)	21	252	68 (107)
あみやき亭小田井店 他31店舗 (愛知県名古屋市)	焼肉事業	店舗内装設備等	706	41	36	-	21	341 (826.81)	3	1,151	56 (340)
あみやき亭春日井本店 他45店舗 (愛知県名古屋市外)	焼肉事業	店舗内装設備等	832	71	66	-	30	82 (618.00)	5	1,088	77 (480)
あみやき亭多治見店 他15店舗 (岐阜県)	焼肉事業	店舗内装設備等	360	19	14	-	7	-	4	406	29 (151)
あみやき亭川越店 他13店舗 (三重県)	焼肉事業	店舗内装設備等	271	17	13	-	5	-	2	309	24 (136)
あみやき亭彦根店 他1店舗 (滋賀県)	焼肉事業	店舗内装設備等	18	0	2	-	0	-	0	22	4 (23)
どんどん浜松曳馬店 他9店舗 (静岡県)	焼肉事業	店舗内装設備等	366	28	17	-	7	-	1	421	16 (115)
あみやき亭調布店 他6店舗 (東京都)	焼肉事業	店舗内装設備等	82	4	3	-	2	-	0	93	12 (67)
あみやき亭二俣川店 他4店舗 (神奈川県)	焼肉事業	店舗内装設備等	46	2	1	-	4	984 (1,107.31)	0	1,040	9 (51)
あみやき亭与野本町店 他6店舗 (埼玉県)	焼肉事業	店舗内装設備等	95	8	2	-	1	-	1	109	13 (52)
あみやき亭柏店 (千葉県)	焼肉事業	店舗内装設備等	0	0	0	-	0	-	0	1	2 (7)
元祖やきとり家美濃路 浜田町店他21店舗 (愛知県名古屋市)	焼鳥事業	店舗内装設備等	111	5	12	-	4	-	1	135	23 (125)
元祖やきとり家美濃路 八田店他21店舗 (愛知県名古屋市外)	焼鳥事業	店舗内装設備等	108	9	15	-	3	-	1	138	22 (127)
元祖やきとり家美濃路 岐南店他4店舗 (岐阜県)	焼鳥事業	店舗内装設備等	24	0	3	-	1	-	0	29	5 (31)
元祖やきとり家美濃路 桑名大山田店他5店舗 (三重県)	焼鳥事業	店舗内装設備等	46	3	4	-	1	-	0	56	6 (43)
元祖やきとり家美濃路 浜松領家店 (静岡県)	焼鳥事業	店舗内装設備等	2	0	0	-	0	-	0	4	1 (6)
レストランあみやき亭 春日井店他1店舗 (愛知県名古屋市外)	その他の事業	店舗内装設備等	52	1	8	-	1	-	-	63	4 (18)

(注) 1. 金額は帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数の()は、パートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3. 「土地」は、自己所有土地についてのみ記載しております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
				建物	構築物	機械及び 設備	車両運 搬具	器具及 び備品	土地 (面積㎡)	無形固 定資産	合計	
株式会社ス エヒロレス トランス テム	本社(加工場含む) (神奈川県大和市)	-	事務用備品 その他	29	0	10	2	0	0 (16,849)	5	48	15 (65)
株式会社ス エヒロレス トランス テム	焼肉スエヒロ館杉 並店他25店舗 (東京都他)	焼肉事 業	店舗内装設 備等	801	25	13	-	28	640 (2,221.24)	1	1,510	55 (247)
株式会社ス エヒロレス トランス テム	かるび家船堀駅前 店他1店舗 (東京都他)	焼肉事 業	店舗内装設 備等	10	0	0	-	0	-	0	12	4 (17)
株式会社ス エヒロレス トランス テム	レストランスエヒ ロ館川崎店他16店 舗 (神奈川県他)	その他 の事業	店舗内装設 備等	623	32	54	-	9	634 (1,981.49)	0	1,355	40 (161)
株式会社ス エヒロレス トランス テム	楽市大崎店 他2店舗(東京 都)	その他 の事業	店舗内装設 備等	18	0	1	-	1	-	0	21	5 (15)
株式会社ア クトグルー プ	本部(東京都)	-	事務用備品 その他	0	-	-	-	0	-	0	0	5 (-)
株式会社ア クトグルー プ	ブラックホール本 店他5店舗(東京 都)	焼肉事 業	店舗内装設 備等	149	-	8	-	6	-	0	164	21 (58)
株式会社ア クトグルー プ	スパッカナポリ (東京都)	その他 の事業	店舗内装設 備等	0	-	0	-	0	-	0	0	8 (10)
株式会社ア クトグルー プ	すしまみれ池袋 店他5店舗(東京 都)	その他 の事業	店舗内装設 備等	81	-	5	-	0	-	0	87	28 (52)
株式会社ア クトグルー プ	島津 他2店舗(東京 都)	その他 の事業	店舗内装設 備等	2	-	1	-	0	-	-	4	11 (21)
株式会社杉 江商事	ホルモン青木 他6店舗(東京 都)	焼肉事 業	店舗内装設 備等	53	-	2	1	0	-	0	58	28 (18)

(注) 1. 金額は帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数の()は、パートタイマー(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3. 「土地」は、連結会社間で賃借している場合以外は、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、需要動向、キャッシュ・フローの状況、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、2020年3月31日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (増加客 席数)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社あみやき亭 あみやき亭1店舗	愛知県 岩倉市	焼肉事業	店舗内装設備等	93	13	自己資金	2019.11	2020.7	200
株式会社あみやき亭 レストラン1店舗	愛知県 名古屋市	その他の 事業	店舗内装設備等	80	3	自己資金	2018.9	未定	125
株式会社スエヒロ レストランシステム レストラン1店舗	神奈川県 川崎市	その他の 事業	店舗内装設備等	58	1	自己資金	2019.12	2020.4	125
株式会社スエヒロ レストランシステム レストラン1店舗	神奈川県 綾瀬市	その他の 事業	店舗内装設備等	58	-	自己資金	2020.5	2020.6	125

(注) 上記の金額には、消費税等は含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,848,800	6,848,800	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	6,848,800	6,848,800	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき、2015年6月10日開催の第20回定時株主総会にて決議いただいたものでありますが、提出日現在、付与がなされておりません。
当該制度の内容は以下のとおりであります。

(当社取締役に対する新株予約権の発行)

決議年月日	2015年6月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名(注)1
新株予約権の数(個)	200個(うち社外取締役分は6個)を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する上限とする。(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1円とする。
新株予約権の行使期間	割当日から割当日後40年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会が決定する期間とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社社会の取締役に対しても、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3 新株予約権者は、上記の期間において、当社の取締役、監査役及び従業員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の割当金額は、年額100百万の範囲内とします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2013年10月1日 (注)	6,780,312	6,848,800	-	2,473	-	2,426

(注) 2013年10月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が6,780,312株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	17	98	51	7	10,490	10,683	-
所有株式数(単元)	-	7,301	876	29,167	5,449	15	25,662	68,470	1,800
所有株式数の割合(%)	-	10.66	1.28	42.60	7.96	0.02	37.48	100.00	-

(注) 自己株式324株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
チャレンジブイコーポレーション有限公司	愛知県小牧市桃ヶ丘二丁目10番2号	2,499,000	36.49
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 62 0065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	180 MAIDEN LANE, NEW YORK, NEW YORK 10038 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号品川イ ンターシティA棟)	299,800	4.38
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	240,000	3.50
佐藤啓介	愛知県小牧市	205,000	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	154,000	2.25
佐藤 きい	愛知県小牧市	105,000	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	104,000	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	84,700	1.24
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番地2号	82,500	1.20
STATE STREET CLIENT OMN IBUS ACCOUNT OD11 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ 業務部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	63,000	0.92
計	-	3,837,000	56.03

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	154,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	104,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	84,700株

2. 2019年11月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社、その共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及び野村アセットマネジメント株式会社が2019年11月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,749	0.03
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,200	0.03
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	556,700	8.13
合計		560,649	8.19

3. 2020年2月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2020年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、前記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	566,400	8.27
合計		566,400	8.27

4. 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、前記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	536,300	7.83
合計		536,300	7.83

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,846,700	68,467	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	6,848,800	-	-
総株主の議決権	-	68,467	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社あみやき亭	愛知県春日井市 如意申町五丁目 12番地の8	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価格の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	40	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得	-	-	40	0
保有自己株式数	324	-	364	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業績に応じて増配や株式分割を検討するなど、弾力的な還元策を行っていく方針であります。新規出店や競争力強化のための設備投資等、今後持続的に成長を遂げるための資金として有効に活用することを目的に、内部留保の充実を図ってまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、中間配当として1株につき50円を実施しました。また、当期末配当につきましても、1株につき50円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は104.1%となりました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年10月2日 取締役会決議	342	50
2020年6月19日 定時株主総会決議	342	50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主や全ての利害関係者に対し一層の経営の透明性を高めること並びに変化する環境に迅速に対応できる経営を行い、最も効率的及び健全である経営体制を作ることです。

また、今後も当社といたしましては、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、積極的かつ迅速な情報開示に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア.企業統治の体制

当社は監査役会設置会社であります。有価証券報告書提出日現在、取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役4名）であります。会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

(ア)業務執行機能

当社の取締役会は、取締役全員をもって構成し、法令または定款に定めるものの他、会社経営の方針その他業務執行に関する重要事項の決定、取締役及び執行役員を監督することを目的として、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社の取締役会は、佐藤啓介、千々和康、佐藤裕士、船山三千男、竹内隆盛、秋岡賢治、中西安廣及び佐藤和也の取締役8名で構成されております（うち、秋岡賢治、中西安廣は社外取締役であります）。取締役会の議長は、代表取締役会長兼社長 佐藤啓介が務めております。

また、取締役会には、取締役の他、監査役も出席することとなっております。

(イ)監査機能

当社の監査役会は、各監査役から監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行い、または決議することを目的として、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

当社の監査役会は、安井敏行、大西秀典、尾田政勝、黒田敬の監査役4名で構成されております（監査役は、いずれも社外監査役であります）。監査役会の議長は、常勤監査役の安井敏行が務めております。

当社の監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従って、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行に関する監督及び牽制を行っております。また、内部監査室や会計監査人と連携を図り、効率的かつ効果的な監査体制を確保しております。

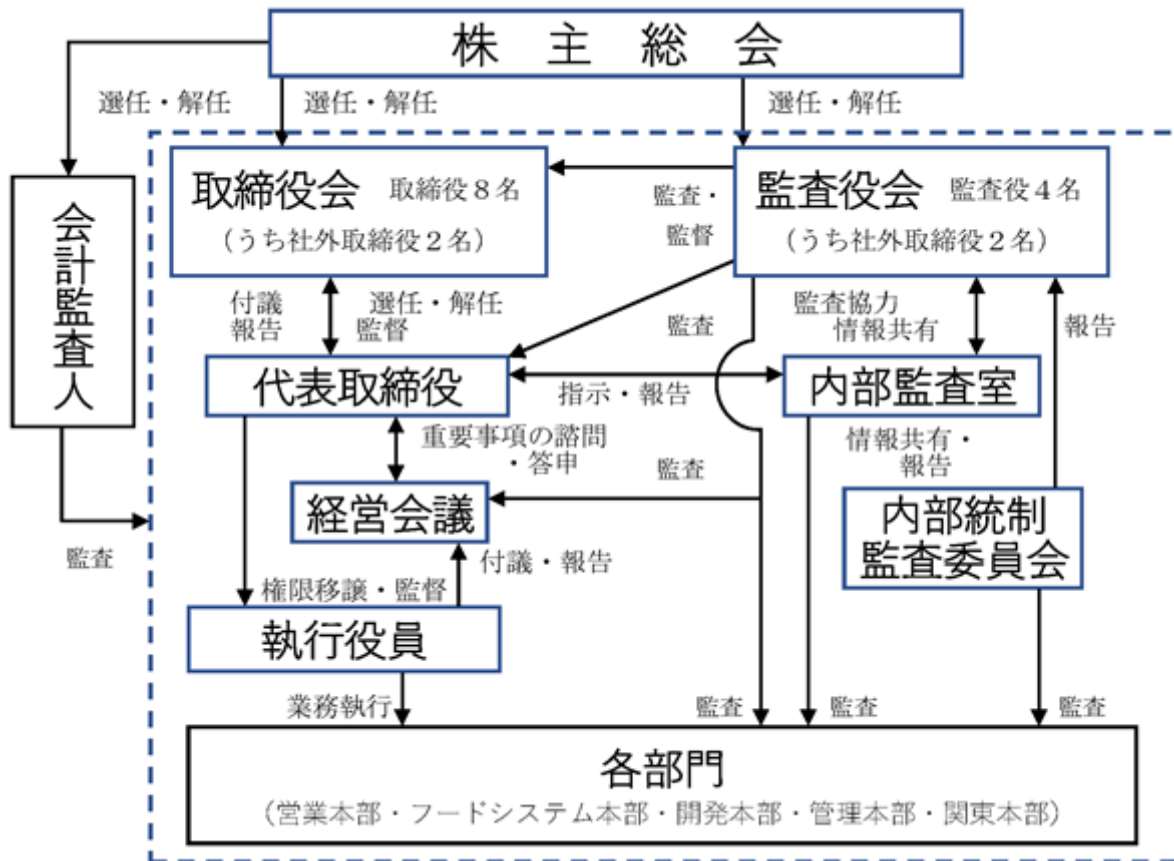
(ウ)会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けておりました。同監査法人は、2020年6月19日開催の第25回定時株主総会の終結をもって任期満了となったことから、監査法人 東海会計社を会計監査人として選任したものであります。

イ.当該企業体制を採用する理由

当社は、経営の迅速な意思決定と業務の効率化を高め、業務執行に関する監督及び牽制の客観性と中立性を確保するために、現行の企業統治の体制を採用しております。また、取締役の任期は2年、執行役員の任期は1年と定め、経営責任の明確化を図っております。

ウ．会社の機関及び内部統制の関係図



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制から成り、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の要点は以下のとおりであります。

ア.業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A．当社は、企業倫理及び法令遵守の徹底、内部統制システム強化を推進し、経営の健全性、効率性、透明性を確保し、企業価値の向上を目指します。
- B．当社は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、また当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、部門毎のコンプライアンス体制を構築します。
- C．当社は、経営理念に基づく行動指針として「法令等遵守規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社の役員、パート・アルバイトを含む全ての従業員（以下、社員等という）に周知徹底させるとともに、定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の維持向上を図っています。
- D．内部通報制度を整備し、その利用を促進し、当社における法令違反、不正行為等の早期発見、是正に努めます。
- E．法令違反、不正行為等の行為が発見された場合は、関連規定に基づき、取締役会に報告の上、適正に処分します。
- F．監査役及び内部監査室は連携し、当社における法令・定款違反、不正行為等を定期的に調査し、取締役会に報告し、取締役会は当社における法令違反、不正行為等の把握と改善に努めます。

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- A．当社は、情報の漏洩や不正使用防止のため、当社における情報セキュリティの維持、向上のための施策を継続して実施します。
- B．取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告等の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとする。
- C．取締役は、上記の文書を常時閲覧し得るものとします。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクを部門別に分類し、各部門のリスク管理体制を強化し、リスク発生の未然防止に努めるとともに、万一重大な事象が発生した場合には、損失又は不利益を極小化するための適切な措置を講じます。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

会社の意思決定方法は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役及び使用人が重要性に応じた意思決定を行い、職務執行を適正かつ効率的に行います。

- A．当社は、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これをもとに年度計画を策定します。月例及び随時に開催される取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。
- B．毎月2回開催の経営会議は、業績・業務の進捗状況等についての報告を通じての検証を実施し、経営課題解決の議論を行います。

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- A．当社グループの取締役及び使用人等に対し、当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令順守研修を行い、グループ一体となった法令順守意識の浸透に努めます。
- B．「子会社管理規程」に基づき、グループ会社のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、状況に応じて、必要な管理を行う。また、内部監査室が各グループ会社の状況について、定期的に監査を行います。
- C．当社グループ各社は、各社の規程に従い、業務に関する定期的な報告、連絡を当社に対して行い、グループ全体の業務の健全性及び効率性の向上を図ります。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- A．当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- B．当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を確保します。
- C．当該使用人は、監査役の指示に従い、監査上必要な情報を収集する権限を持って業務を行えるものとします。

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に報告するための体制

- A．当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに損失を与える事項が発生、もしくは発生する恐れがあると判断した場合、また、当社グループの取締役及び使用人による法令違反、定款違反もしくは不正行為を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告するものとします。
- B．監査役は、前記にかかわらず、必要に応じて取締役及び使用人等に対して、報告を求めることができるものとします。

上記の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人から監査役への報告については、法令及び「法令等遵守規程」等により、通報者名、通報内容を秘密として保持し、当該報告者に対する不利益な取扱いを行いません。

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、費用の前払い等を請求した場合は、速やかに当該費用の支払い等を行います。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A．当社は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。
- B．監査役は、定期的に代表取締役との意見交換を行います。
- C．監査役は内部監査室との適切な情報交換、意思疎通を通じて、連携を図るなど、効果的な監査業務の遂行を図ります。
- D．監査役は、必要に応じて取締役会、経営会議等の重要な会議に出席します。
- E．監査役は、必要に応じて、監査法人、弁護士等専門家と意見交換を行い、その助力を得ることができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

- A．当社グループは、「法令等遵守規程」に“法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する”と規定しており、取締役、パート・アルバイトを含むすべての従業員が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、その実践に努めます。
- B．社内での対応部署を管理本部総務部とし、必要に応じて警察、弁護士等専門機関と連携し、対応しております。
- C．社員階層毎の研修を定期的に行い、「コンプライアンスマニュアル」等により、その理解、遵守の研修を行います。

イ.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下のような取組みを行っています。

内部統制システムに対する取組み

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を行っております。

コンプライアンスに対する取組み

当社は社内規程、行動規範の整備を行い、定例開催の店長会議や社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。また、社内外に内部通報制度の窓口を設けており、通報後の情報については内部通報制度に基づいた厳格な管理、対応を行っております。

リスク管理に対する取組み

当社は毎月2回開催される経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、当該会議にて解決に向けた協議を行い、情報共有やその対応を図っております。

監査役監査に対する取組み

監査役は取締役会等の重要な会議への出席のほか、業務執行に係る稟議書等の重要書類を閲覧し、当社グループの取締役会及び従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、内部監査室との情報交換を通じて緊密な連携を保ち、監査の実効性確保に努めております。

当社のリスク管理体制は、当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、当社代表取締役が、管理本部長をリスク管理の統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のリスク管理責任者として任命し、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門別のリスク管理体制を構築しております。

リスク管理体制の整備の状況につきましては、リスク管理に係る基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定し、取巻くさまざまなリスクに的確に対処できる体制を整備しております。また、定期的開催される経営会議以外にも必要に応じて会議が開催され重要事項や進捗状況その他問題点等が速やかに報告されるとともに経営者に伝達される体制を整えております。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令遵守等に関する研修を行い、グループ一体となった法令遵守意識の浸透に努めております。

また、グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、子会社が、その業績状況、財務状況及び経営上の重要な事項等について当社への承認申請・報告を行っております。

加えて、内部監査室が子会社について内部監査を行いリスク管理状況及び規程の遵守状況について確認しております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第425条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については200万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役については100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

エ．取締役の定数等に関する定款の定め

・取締役の定数

当社は、取締役の定数について、10名以内とする旨を定めております。

・取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、また、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする旨を定めております。

・取締役の選任の方法

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらないものとする旨を定めております。

オ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

カ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

キ．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。当社は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化、株主利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような乱用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を付託された者の責務として、企業価値を極大化し、株主共同の利益を増強させるとの考えから、最も適切と考えられる装置をとることも検討いたします。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長兼社長 (代表取締役)	佐藤 啓介	1950年9月8日生	1971年6月 株式会社三河屋入社 1976年6月 同社営業部長 1980年5月 同社専務取締役 1995年6月 当社設立 代表取締役社長 2009年11月 株式会社スエヒロレストランシステム代表取締役会長(現任) 2014年1月 株式会社アクトグループ代表取締役会長(現任) 2017年8月 当社代表取締役会長 2019年4月 株式会社杉江商事代表取締役会長(現任) 2020年4月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	(注) 3	205,000
常務取締役 管理本部長	千々和 康	1957年9月15日生	1981年4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2003年12月 当社入社 2004年1月 当社経営戦略室長 2006年6月 当社取締役 2007年6月 当社取締役管理本部長 2009年11月 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注) 3	2,200
取締役 関東本部長	佐藤 裕士	1972年11月17日生	2003年12月 当社入社 2007年10月 当社関東本部長 2012年7月 株式会社スエヒロレストランシステム社長(現任) 2014年6月 当社取締役関東本部長(現任)	(注) 3	600
取締役	船山 三千男	1950年12月24日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 1988年11月 千里支店長 1996年7月 本店営業部長 2004年4月 名古屋支店長 2009年4月 野村年金&サービス株式会社取締役兼執行役社長 2012年4月 株式会社スエヒロレストランシステム取締役副社長 2014年1月 株式会社アクトグループ取締役社長(現任) 2017年6月 当社取締役 2017年8月 当社取締役社長 2020年4月 当社取締役(現任)	(注) 3	500
取締役 内部監査室室長	竹内 隆盛	1958年6月12日生	1978年4月 公認会計士堀口茂登事務所入所 1999年6月 当社入社 2002年2月 管理本部長 2002年3月 当社取締役管理本部長 2007年6月 当社取締役経理部長 2008年12月 当社取締役内部監査室長(現任)	(注) 3	11,800
取締役	秋岡 賢治	1945年3月2日生	1967年4月 プリマハム株式会社入社 2000年2月 プリマハム株式会社東京支社長 2001年6月 プリマハム株式会社取締役 2002年4月 プリマハム株式会社常務執行役員営業本部長 2010年4月 プライムデリカ株式会社非常勤監査役 2010年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	中西 安廣	1948年7月5日生	1967年4月 協同飼料株式会社(現フィード・ワン株式会社)入社 1977年5月 米久株式会社入社 1988年5月 米久株式会社取締役 2001年5月 米久株式会社常務取締役 2010年5月 米久株式会社取締役専務執行役員営業本部長 2014年5月 米久株式会社顧問(非常勤) 2015年6月 当社取締役(現任) 2016年5月 マックスバリュ東海株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) マックスバリュ東海株式会社社外取締役	(注) 3	4,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佐藤 和也	1978年5月4日生	2005年4月 当社入社 2018年7月 ほるたん屋営業部部长(現任) 2019年6月 あみやき亭中部営業部部长(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注) 3 (注) 7	19,200
常勤監査役	安井 敏行	1954年9月25日生	1977年4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2001年4月 中央三井信託銀行株式会社営業企画部ダイレクトマーケティングセンター主席調査役 2008年6月 三信振興株式会社名古屋支店支店長 2014年10月 三井住友トラスト・キャリアパートナーズ株式会社 2016年5月 当社顧問 2016年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	大西 秀典	1947年2月8日生	1969年3月 株式会社西川屋チェーン(現ユニー株式会社)入社 1997年1月 ユニー株式会社中京本部中運営部長 1999年5月 株式会社サン総合メンテナンス代表取締役 2007年3月 同社退職 2007年6月 当社常勤監査役 2009年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	500
監査役	尾田 政勝	1952年2月20日生	1970年4月 愛知県警察官採用 2007年4月 愛知県警察本部生活安全部生活安全特別捜査隊副隊長 2008年3月 愛知県警察西警察署副署長 2009年10月 愛知県警察本部生活安全部生活経済課長 2011年3月 愛知県警察蟹江警察署長 2012年4月 株式会社トーエネック顧問 2017年6月 当社監査役(現任)	(注) 5	-
監査役	黒田 敬	1948年11月29日生	1973年4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 1993年4月 中央信託銀行株式会社浜松支店次長兼営業課長 1994年7月 中央信託銀行株式会社池袋支店次長 1998年10月 中央信託銀行株式会社名古屋支店営業第五部長 2002年6月 中央三井ビジネス株式会社 2008年12月 中央三井ローンビジネス株式会社 2012年7月 三井住友トラスト・キャリアパートナーズ株式会社 2018年6月 当社監査役(現任)	(注) 6	-
計					244,600

- (注) 1. 取締役秋岡賢治氏・中西安廣氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安井敏行・大西秀典・尾田政勝・黒田敬の各氏は、社外監査役であります。
3. 2020年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 2020年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 2017年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 2018年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
7. 取締役佐藤和也氏は代表取締役会長兼社長佐藤啓介氏の次男であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は4名であります。

社外取締役秋岡賢治氏は、食肉関連の職務経験及び経営に関する豊富な知見並びに経営監督における実績を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去において当社仕入先であるプリマハム株式会社の取締役であったことがありますが、その取引は定型的なものであり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役中西安廣氏は、食肉関連の職務経験及び経営に関する豊富な知見並びに経営監督における実績を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は2020年3月末時点において、当社の株式4,800株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去において当社仕入先である米久株式会社の取締役であったことがありますが、その取引は定型的なものであり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外監査役安井敏行氏は、長年にわたる銀行の業務経験を通じて培った幅広い見識を有していることから社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役大西秀典氏は、長年にわたる企業の役員の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有していることから社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、同氏は、2020年3月末時点において、当社の株式500株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間にはそれ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役尾田政勝氏は、愛知県警察で長年にわたり、生活安全業務に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。当社と同氏の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役黒田敬氏は、長年にわたる銀行での業務経験、特にCFP資格を活用した財務管理業務に精通しており、幅広い知見を有していることから、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。当社と同氏の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。また、当社の社外取締役及び社外監査役は、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

また、会計監査人とは情報や意見交換の実施、並びに監査結果の報告を受けるなど、連携の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会により行われております。監査役会については監査役4名で構成され、その全員が社外監査役で独立性が確保されており、経営や業務執行の監督、牽制持続を果たすべく、監査に関する事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

また、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとし、取締役は監査役と協議し適切に対応しております。なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとしております。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行っております。

当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項に関する決定について監査役に報告するものとしております。また、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に遅滞なく報告するものとしております。前記にかかわらず、当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査部門などと連携して当社の監査の実効性を確保しております。

また、監査役に当該報告をした当社グループの取締役及び使用人等に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしておりません。

当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を実施するとともに経営会議等重要な会議に出席することができます。また、監査役に対して内部監査の実施状況を報告するとともに監査役が必要と認めるときは、内部監査室に対し要望することができます。監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払い等を行っております。

監査役会は当期12回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査方針及び監査計画を十分協議のうえ策定し、本部各部署、主要な店舗に往査して監査を実施しております。また、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議、決議を行うとともに、常勤監査役は取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査室との会合を適宜実施しております。

各社外監査役は、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
安井 敏行	12	12
大西 秀典	12	12
尾田 政勝	12	11
黒田 敬	12	12

監査役会における主な検討事項として、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び職務の進捗報告等を行っております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行全般に対する監視及び監査を実施しております。

また、常勤監査役の活動として、内部監査担当者及び会計監査人との緊密な連携をとり、年度監査計画に基づき監査を実施するとともに、必要に応じて役職員に対して報告を求め、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議し、取締役会に対する監査指摘事項の提出等を行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の部門として内部監査室を設置しており、1名体制となっております。内部監査室は事業年度内部監査計画に基づき、本部各部門、店舗、グループ子会社の業務監査、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は取締役等へ速やかに報告され、適宜の改善、フォローアップが行われております。また、内部監査室を補佐すべく内部統制監査委員会を立ち上げ、監査役会、内部監査室と連携をとりながら、法令厳守、内部統制の有効性等について監査を行い、取締役、経営会議に報告を行っております。また、会計監査人とは情報や意見交換を実施するなど連携の強化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

17年間

c. 業務を執行した公認会計士

齋藤 英喜

澤田 吉孝

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士17名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会が、有限責任あずさ監査法人を選定した理由は、当社監査役会の監査法人選定基準に照らし、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

尚、取締役が、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価をおこなっております。この評価については、次のとおりであります。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	22	-	22	3
連結子会社	-	-	-	-
計	22	-	22	3

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、受発注・売上システム導入後の内部統制に関する助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査時間等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定の方法に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

- ア．当社は、取締役及び監査役の報酬等の額については、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）。また、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内にて、決定することとしております。
- イ．また、ストックオプションによる報酬額については、別途2015年6月10日開催の第20回定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役を含む）に対して付与する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割当金額は、年額100百万円（うち社外取締役3百万円。但し、使用人分給与は含まない）以内であり、かつその個数は200個（うち社外取締役は6個）以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内にて、決定することとしております。
- ウ．当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬と変動報酬（業績連動報酬及び株主価値向上連動型株式報酬）から構成されます。
- エ．社外取締役の報酬等については、個々の社外取締役の職責及び実績等を勘案して、取締役会の決議で決定することとしております。
- オ．監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、個々の監査役の職責を勘案し、監査役会で決定することとしております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、変動報酬（業績連動報酬及び株主価値向上連動型株式報酬）は相応しくないことから、一定金額の固定報酬を支給することとしております。

2021年3月期以降の役員の報酬等の決定方針は以下のとおりであります。

当社は、2021年3月期以降の役員の報酬等は、透明性・客観性の確保及び当社グループの企業価値向上に向けた経営を推進するためのインセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）の報酬等に業績連動報酬、株主価値向上連動型株式報酬を導入することとしております。

ア．役員の報酬制度に関する基本方針

取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度は、以下に掲げる基本方針の下、決定しております。

株主との価値共有や株主重視の経営意識を高める制度であること。

当社グループの企業価値向上に向け、経営陣の業績責任を明確にできるもの。

当社グループの持続的成長に向けたインセンティブとして機能するもの。

当社取締役が担う役割と責務を遂行するに相応しい優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること。

イ．取締役（社外取締役を除く）の報酬等についての方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、及び「株主価値向上連動型株式報酬」とで構成しております。なお、変動報酬（業績連動報酬及び株主価値向上連動型株式報酬）の支給対象者は、常勤取締役の6名であります。

A．固定報酬

(A) 固定報酬は、基本報酬・職責報酬・役割報酬の3つの要素を基に、月額固定報酬として支給します。

(B) 固定報酬については、代表取締役が報酬額決定に関する方針を取締役に示し、変動報酬も含めた総額が、株主総会で決議された報酬限度の範囲内であることを前提に、担当職務、当該期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し、取締役会に報告いたします。

B．業績連動報酬

(A) 上記の固定報酬に加え、各取締役（社外取締役を除く）の職責に基づき、事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高め、単年度の業績指標の目標値に対する達成度合に応じた業績連動係数を定め、これを役位別の基準額（ ）に乗じた業績連動報酬を支給します。 （ ）基準額・・・期初の取締役会で審議される役員賞与の予算額。

(B) 決定方法

公表経常利益の目標達成度合をS～Dまでの6ランクで評価します。

公表売上高、公表経常利益、公表当期純利益の達成・未達成の組合せを8グレードの事業計画達成度で評価します。

役位毎に、公表経常利益の目標達成度合、事業計画達成度の組合せでテーブルを作成し、業績連動係数を定めます。

業績連動報酬は、役位別の基準額に業績連動係数を乗じたものとします。

* 上記に用いる指標は、全て4月公表の決算短信記載の当該連結事業年度の連結売上高、連結経常利益、連結親会社株主に帰属する当期純利益とします。

(C) 当該指標を採用した理由

業績連動報酬における評価指標としては、当社グループの成長度合いを示す「連結売上高」、1事業年度の当社グループの経営成績を示す「連結経常利益」及び当社グループの当期の企業活動の最終的な利益である「連結親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を採用しております。

(D) 業績連動報酬の報酬限度額

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬は、取締役（社外取締役を含む）に支給する固定報酬と合算で、年額300百万円以内（2001年6月28日開催の株主総会の決議による報酬限度額）です。

親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合は、業績連動報酬を支給いたしません。

C. 株主価値向上連動型株式報酬（株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度

(A) 2015年6月10日開催の第20回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む）を対象に、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することが決議されております。なお、本件新株予約権に関わる報酬等の総額は、年額100百万円（うち社外取締役分は、3百万円、ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲内とします。

(B) 株主価値向上連動型株式報酬（株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、2001年6月28日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額300百万円の枠外となるものです。

(C) 指標は、株式時価総額の増加額とし、増加額に役員ポイントを乗じて、支給株式の数を取締役会で決定します。

(D) 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入の理由

本制度の導入の理由は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、当社の業績や株主価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を一層高めるためであり、その達成度合の対価として当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	92	92	-	-	5
監査役（社外監査役を除く。）	-	-	-	-	-
社外役員	17	17	-	-	6

役員ごとの連結報酬等の総額等
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
純投資目的以外の目的である投資株式につきましては、当該株式が安定的な取引関係の維持・強化に繋がると判断した場合について保有していく方針です。この方針に則り、当社は毎期、その保有効果等について取締役会において検証を行ってまいります。

- b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,230	10,498
預け金	280	328
売掛金	4	12
商品及び製品	69	76
原材料及び貯蔵品	170	243
その他	809	911
流動資産合計	12,565	12,070
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,538	5,154
構築物(純額)	327	307
機械及び装置(純額)	302	326
車両運搬具(純額)	14	9
工具、器具及び備品(純額)	223	154
土地	2,709	2,709
建設仮勘定	19	18
有形固定資産合計	29,134	28,680
無形固定資産		
ソフトウェア	32	26
のれん	452	878
その他	31	27
無形固定資産合計	517	932
投資その他の資産		
投資有価証券	15	15
長期貸付金	331	349
繰延税金資産	863	954
差入保証金	1,545	1,595
投資不動産	307	304
その他	699	712
投資その他の資産合計	3,752	3,921
固定資産合計	13,404	13,534
資産合計	25,969	25,604

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,165	1,003
未払金及び未払費用	1,416	1,222
未払法人税等	619	132
賞与引当金	134	138
株主優待引当金	5	7
ポイント引当金	75	93
その他	563	732
流動負債合計	3,981	3,329
固定負債		
リース債務	284	248
退職給付に係る負債	-	5
資産除去債務	415	468
その他	30	57
固定負債合計	731	781
負債合計	4,712	4,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金	2,426	2,426
利益剰余金	16,357	16,594
自己株式	1	1
株主資本合計	21,257	21,493
純資産合計	21,257	21,493
負債純資産合計	25,969	25,604

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	32,136	31,877
売上原価	11,775	11,872
売上総利益	20,360	20,005
販売費及び一般管理費	17,595	18,147
営業利益	2,764	1,857
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	0	1
受取賃貸料	36	36
協賛金収入	27	13
その他	33	44
営業外収益合計	102	101
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	3	2
匿名組合投資損失	-	6
その他	-	0
営業外費用合計	3	9
経常利益	2,864	1,949
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	9	-
受取保険金	6	5
受取補償金	-	3
特別利益合計	16	8
特別損失		
固定資産除却損	239	237
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	3324	3433
賃貸借契約解約損	-	3
和解金	-	2
その他	0	0
特別損失合計	365	476
税金等調整前当期純利益	2,514	1,481
法人税、住民税及び事業税	1,052	630
法人税等調整額	173	70
法人税等合計	879	560
当期純利益	1,635	921
親会社株主に帰属する当期純利益	1,635	921

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,635	921
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	-
その他の包括利益合計	0	-
包括利益	1,635	921
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,635	921

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,473	2,426	15,406	0	20,306	0	0	20,306
当期変動額								
剰余金の配当			684		684			684
親会社株主に帰属する当期純利益			1,635		1,635			1,635
自己株式の取得				0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						0	0	0
当期変動額合計	-	-	951	0	950	0	0	950
当期末残高	2,473	2,426	16,357	1	21,257	-	-	21,257

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,473	2,426	16,357	1	21,257	-	-	21,257
当期変動額								
剰余金の配当			684		684			684
親会社株主に帰属する当期純利益			921		921			921
自己株式の取得				-	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-	-	-
当期変動額合計	-	-	236	-	236	-	-	236
当期末残高	2,473	2,426	16,594	1	21,493	-	-	21,493

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,514	1,481
減価償却費	958	922
のれん償却額	45	70
賞与引当金の増減額(は減少)	2	6
株主優待引当金の増減額(は減少)	0	1
ポイント引当金の増減額(は減少)	28	17
有形固定資産除却損	39	37
受取利息及び受取配当金	5	6
減損損失	324	433
売上債権の増減額(は増加)	0	8
たな卸資産の増減額(は増加)	113	76
その他の流動資産の増減額(は増加)	139	55
仕入債務の増減額(は減少)	6	179
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	104	86
未払消費税等の増減額(は減少)	20	197
その他の流動負債の増減額(は減少)	3	30
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	10	17
その他	8	9
小計	3,977	2,692
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	0	0
保険金の受取額	33	5
和解金の支払額	-	2
法人税等の支払額	1,105	1,196
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,906	1,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	7,000	3,500
定期預金の払戻による収入	6,500	6,500
有形固定資産の取得による支出	1,257	956
有形固定資産の売却による収入	0	0
有形固定資産の除却による支出	5	0
無形固定資産の取得による支出	8	3
差入保証金の差入による支出	105	10
差入保証金の回収による収入	2	5
投資有価証券の売却による収入	10	-
貸付けによる支出	16	58
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	392
その他	44	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,923	1,553
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	68	53
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	685	684
財務活動によるキャッシュ・フロー	753	738
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	229	2,315
現金及び現金同等物の期首残高	5,281	5,510
現金及び現金同等物の期末残高	5,510	7,826

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

株式会社スエヒロレストランシステム
株式会社アクトグループ
株式会社杉江商事

上記のうち、株式会社杉江商事については、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

株式会社マイドフードサービス

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社マイドフードサービスは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法非適用会社の数 1社

株式会社マイドフードサービス

株式会社マイドフードサービスは当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社スエヒロレストランシステム、株式会社アクトグループ及び株式会社杉江商事の決算日は2月末であるので連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、3月1日から3月31日までの期間に発生しました重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)によっております。

a 原材料・商品

先入先出法

b 製品

総平均法

c 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社は事業用定期借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～31年

工具、器具及び備品 3年～8年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

八 長期前払費用

定額法を採用しております。

二 リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金を計上しておりません。

□ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に対応する額を計上しております。

八 株主優待引当金

当社において、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

二 ポイント引当金

営業推進を目的として利用客へ付与したポイントの将来の使用に備えるため、発生見込額を計上しております。

ホ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、足元の業績に売上高減少等の影響が生じております。

固定資産の減損及び税効果会計等につきましては、当該業績に対しては、特に2021年3月期の上期において大きく影響するものと考えており、その後も一定期間影響が続くものと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	5百万円	5百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	9,850百万円	10,564百万円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
地代家賃	2,724百万円	2,840百万円
給料手当	8,419	8,846
賞与引当金繰入額	114	124

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	32百万円	28百万円
構築物	2	3
その他	4	4
計	39	37

3. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類
東京都・埼玉県・千葉県	営業店舗7店舗	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(324百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物289百万円及びその他35百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への転用が困難な資産は零評価しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類
東京都・埼玉県・千葉県 神奈川県・愛知県	営業店舗10店舗	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(433百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物398百万円及びその他35百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への転用が困難な資産は零評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	- 百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	0	-
税効果額	0	-
その他有価証券評価差額金	0	-
その他の包括利益合計	0	-

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,848,800	-	-	6,848,800
自己株式				
普通株式	185	139	-	324

(注) 普通株式の自己株式の増加139株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月13日 定時株主総会	普通株式	342	50	2018年3月31日	2018年6月14日
2018年10月1日 取締役会	普通株式	342	50	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 定時株主総会	普通株式	342	利益剰余金	50	2019年3月31日	2019年6月12日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,848,800	-	-	6,848,800
自己株式				
普通株式	324	-	-	324

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月11日 定時株主総会	普通株式	342	50	2019年3月31日	2019年6月12日
2019年10月2日 取締役会	普通株式	342	50	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	342	利益剰余金	50	2020年3月31日	2020年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	11,230百万円	10,498百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,000	3,000
預け金	280	328
現金及び現金同等物	5,510	7,826

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗建物であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 (単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	386	286	15	84

(単位: 百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	386	301	15	69

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	14	15
1年超	69	54
合計	84	69
リース資産減損勘定期末残高	4	3

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 (単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払リース料	21	20
リース資産減損勘定の取崩額	1	1
減価償却費相当額	17	16
支払利息相当額	2	1

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。またデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間は概ね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部及び経理部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

長期貸付金は主に土地所有者への建物建設に伴う資金であり、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、開発部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用、未払法人税等は、1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,230	11,230	-
(2) 預け金	280	280	-
(3) 売掛金	4	4	-
(4) 長期貸付金	331	363	31
(5) 差入保証金	1,545	1,513	32
資産計	13,392	13,392	0
(6) 買掛金	1,165	1,165	-
(7) 未払金及び未払費用	1,416	1,416	-
(8) 未払法人税等	619	619	-
(9) リース債務(固定負債)	284	281	2
負債計	3,486	3,483	2

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	10,498	10,498	-
(2) 預け金	328	328	-
(3) 売掛金	12	12	-
(4) 長期貸付金	349	364	14
(5) 差入保証金	1,595	1,566	29
資産計	12,782	12,768	14
(6) 買掛金	1,003	1,003	-
(7) 未払金及び未払費用	1,222	1,222	-
(8) 未払法人税等	132	132	-
(9) リース債務(固定負債)	248	246	2
負債計	2,605	2,603	2

(注1)(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金
短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期貸付金
事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (5) 差入保証金
事業に係る差入保証金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) 買掛金、(7) 未払金及び未払費用、(8) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (9) リース債務(固定負債)
元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式(連結貸借対照表計上額 前連結会計年度5百万円、当連結会計年度5百万円)は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、本表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,230	-	-	-
預け金	280	-	-	-
売掛金	4	-	-	-
長期貸付金	-	116	97	117
差入保証金	310	389	345	499
合計	11,826	506	443	617

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,498	-	-	-
預け金	328	-	-	-
売掛金	12	-	-	-
長期貸付金	-	124	103	121
差入保証金	356	456	262	519
合計	11,196	580	365	640

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務(固定負債)	-	54	19	17	15	178

	1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務(固定負債)	-	21	17	17	17	174

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)
該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種 類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10	9	0
合計	10	9	0

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	- 百万円	- 百万円
退職給付費用	-	0
退職給付の支払額	-	0
連結の範囲の変更に伴う増加額	-	5
退職給付に係る負債の期末残高	-	5

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円	5百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	5
退職給付に係る負債	- 百万円	5百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	5

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 - 百万円 当連結会計年度 0百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	51百万円	22百万円
賞与引当金	42	44
少額固定資産	6	4
減価償却超過額	283	294
事業用定期借地権仲介手数料	51	54
前受収益	13	15
減損損失	242	356
資産除去債務	132	150
その他	96	79
繰延税金資産小計	920	1,023
評価性引当額	2	2
繰延税金資産合計	918	1,021
繰延税金負債		
土地評価益	8	8
資産除去債務に対応する除去費用	46	54
その他	-	4
繰延税金負債の合計	55	67
繰延税金資産の純額	863	954

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.6
住民税均等割等	2.8	4.5
連結子会社との税率差異	1.0	1.4
その他	0.3	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0	37.8

(企業結合等関係)
取得による企業結合

当社は、2019年4月2日開催の取締役会において、有限会社杉江商事の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2019年4月25日付で全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 有限会社杉江商事
事業の内容 飲食業（ホルモン・焼肉店）

企業結合を行った主な理由

本件株式取得により、当社グループが持つ「食肉のプロ集団」のノウハウと都心エリアで大変高い評価を受けている「ホルモン青木」ブランドおよびビジネスモデルを活用したホルモン専門店を都心エリアへ機動的に出店することで、グループ全体での一層の成長を目指すためであります。

企業結合日

2019年4月25日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

株式会社杉江商事

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年6月1日から2020年2月29日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	840百万円
取得原価		840百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 77百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

493百万円

(2) 発生原因

主として株式会社杉江商事が焼肉事業を展開する地域における独自のブランド及びビジネスモデルによってもたらされる超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	454百万円
固定資産	106
資産合計	561
流動負債	184
固定負債	30
負債合計	215

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間及び建物の耐用年数（主に15～30年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に0.37～2.17%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	392百万円	415百万円
見積りの変更による増加額	3	-
連結範囲の変更に伴う増加額	-	16
有形固定資産の取得に伴う増加額	14	38
時の経過による調整額	6	6
資産除去債務の履行による減少額	1	8
期末残高	415	468

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社のセグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は本社に業態別の包括的な戦略を立案する複数の事業統括を設置し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「焼肉事業」「焼鳥事業」の2つを報告セグメントとしております。

「焼肉事業」は焼肉を提供する飲食店を展開しており、主な店舗としては「あみやき亭」「かるび家」「スエヒロ館」を展開しております。「焼鳥事業」は焼鳥と釜飯を提供する飲食店を展開しており、店舗としては「元祖やきとり家美濃路」を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額
	焼肉	焼鳥	計				
売上高							
外部顧客への売上高	24,331	3,682	28,014	4,122	32,136	-	32,136
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	24,331	3,682	28,014	4,122	32,136	-	32,136
セグメント利益	2,324	228	2,553	254	2,808	43	2,764
セグメント資産	8,031	613	8,644	2,206	10,850	15,118	25,969
その他の項目							
減価償却費	743	86	830	127	958	-	958
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	981	36	1,017	318	1,336	18	1,354

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、居酒屋事業及びレストラン事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 43百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。セグメント資産の調整額15,118百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。

3. セグメント負債の金額は、当社の最高意思決定機関において定期的に提供・使用しておりません。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額18百万円については本社等の設備投資額であります。

5. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額
	焼肉	焼鳥	計				
売上高							
外部顧客への売上高	24,026	3,633	27,659	4,217	31,877	-	31,877
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	24,026	3,633	27,659	4,217	31,877	-	31,877
セグメント利益	1,574	188	1,762	166	1,928	70	1,857
セグメント資産	7,729	549	8,279	2,068	10,348	15,256	25,604
その他の項目							
減価償却費	712	82	794	127	922	-	922
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	504	40	544	305	849	7	857

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、居酒屋事業及びレストラン事業等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 70百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。セグメント資産の調整額15,256百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。
3. セグメント負債の金額は、当社の最高意思決定機関において定期的に提供・使用しておりません。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7百万円については本社等の設備投資額であります。
5. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	焼肉	焼鳥	計	その他（注）	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	204	-	204	120	324	-	324

（注）「その他」の金額は、居酒屋事業及びレストラン事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	焼肉	焼鳥	計	その他（注）	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	258	10	268	165	433	-	433

（注）「その他」の金額は、居酒屋事業及びレストラン事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	焼肉	焼鳥	計	その他	合計	調整額（注）	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	-	-	-	-	45	45
当期末残高	-	-	-	-	-	452	452

（注）「調整額」の金額は、セグメントに帰属しないのれんに係る金額であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	焼肉	焼鳥	計	その他	合計	調整額（注）	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	-	-	-	-	70	70
当期末残高	-	-	-	-	-	878	878

（注）「調整額」の金額は、セグメントに帰属しないのれんに係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合 （％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 K & K コーポレーション	愛知県 小牧市	10	不動産 賃貸業	-	土地の 賃借 役員の 兼任	賃借料の 支払	24	その他 流動資産	2
									差入保証金	10

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社代表取締役佐藤啓介氏が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

近隣時価、近隣賃借料を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合 （％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 K & K コーポレーション	愛知県 小牧市	10	不動産 賃貸業	-	土地の 賃借 役員の 兼任	賃借料の 支払	26	その他 流動資産	2
									差入保証金	10

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社代表取締役佐藤啓介氏が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

近隣時価、近隣賃借料を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	3,103.91円	3,138.50円
1株当たり当期純利益金額	238.87円	134.59円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,635	921
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,635	921
期中平均株式数(千株)	6,848	6,848

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	70	53	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	284	248	-	2048年
合計	355	302	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	21	17	17	17

【資産除去債務明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末増加額 (百万円)	当期末減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う、原状回復義務等	415	61	8	468

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,003	16,124	23,978	31,877
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	628	1,219	1,417	1,481
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	403	775	879	921
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	58.97	113.28	128.46	134.59

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	58.97	54.31	15.18	6.13

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,418	8,440
預け金	270	270
売掛金	13	12
商品及び製品	44	43
原材料及び貯蔵品	105	108
前払費用	157	159
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	118	118
その他	1,504	1,425
流動資産合計	10,621	9,569
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,774	3,300
構築物	267	240
機械及び装置	209	225
車両運搬具	11	6
工具、器具及び備品	162	108
土地	1,717	1,696
建設仮勘定	3	16
有形固定資産合計	6,146	5,594
無形固定資産		
ソフトウェア	25	20
その他	28	25
無形固定資産合計	54	45
投資その他の資産		
関係会社株式	1,577	2,495
長期貸付金	143	137
関係会社長期貸付金	1,225	1,107
長期前払費用	177	162
繰延税金資産	626	668
差入保証金	2,892	2,906
投資不動産	983	1,063
保険積立金	484	516
投資その他の資産合計	6,112	7,058
固定資産合計	12,313	12,698
資産合計	22,935	22,267

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,905	1,709
リース債務	49	31
未払金	324	176
未払費用	753	690
未払法人税等	461	103
未払消費税等	133	292
預り金	141	107
前受収益	40	40
賞与引当金	93	90
株主優待引当金	5	7
ポイント引当金	58	67
その他	46	43
流動負債合計	3,013	2,359
固定負債		
リース債務	120	105
資産除去債務	282	290
長期リース資産減損勘定	3	1
その他	1,117	1,137
固定負債合計	522	535
負債合計	3,535	2,895
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金		
資本準備金	2,426	2,426
資本剰余金合計	2,426	2,426
利益剰余金		
利益準備金	36	36
その他利益剰余金		
別途積立金	6,100	6,100
繰越利益剰余金	8,363	8,336
利益剰余金合計	14,499	14,472
自己株式	1	1
株主資本合計	19,399	19,372
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
純資産合計	19,399	19,372
負債純資産合計	22,935	22,267

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	23,496	122,544
売上原価	18,947	18,814
売上総利益	14,549	13,729
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	128	128
役員報酬	116	110
給料及び手当	6,134	6,287
賞与引当金繰入額	77	75
福利厚生費	17	9
旅費及び交通費	185	181
通信費	50	51
水道光熱費	912	850
消耗品費	538	507
租税公課	252	235
賃借料	1,769	1,799
減価償却費	677	652
株主優待引当金繰入額	0	1
その他	1,649	1,673
販売費及び一般管理費合計	12,510	12,565
営業利益	2,038	1,164
営業外収益		
受取利息	131	128
受取配当金	0	-
受取賃貸料	185	185
協賛金収入	17	4
その他	29	33
営業外収益合計	164	152
営業外費用		
不動産賃貸費用	7	10
営業外費用合計	7	10
経常利益	2,195	1,307
特別利益		
固定資産売却益	0	0
受取保険金	2	5
特別利益合計	2	5
特別損失		
固定資産除却損	226	224
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	85	243
賃貸借契約解約損	-	3
和解金	-	2
その他	0	-
特別損失合計	112	272
税引前当期純利益	2,085	1,039
法人税、住民税及び事業税	769	424
法人税等調整額	66	41
法人税等合計	702	382
当期純利益	1,382	657

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	7,665	13,801	0	18,701	
当期変動額										
剰余金の配当						684	684		684	
当期純利益						1,382	1,382		1,382	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	697	697	0	697	
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	8,363	14,499	1	19,399	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	0	18,701
当期変動額			
剰余金の配当			684
当期純利益			1,382
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	697
当期末残高	-	-	19,399

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	8,363	14,499	1	19,399	
当期変動額										
剰余金の配当						684	684		684	
当期純利益						657	657		657	
自己株式の取得								-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	26	26	-	26	
当期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	8,336	14,472	1	19,372	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	19,399
当期変動額			
剰余金の配当			684
当期純利益			657
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	-	26
当期末残高	-	-	19,372

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料、商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。また当社は事業用定期借地権上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価値を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) ポイント引当金

営業推進を目的として利用客へ付与したポイントの将来の使用に備えるため、発生見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、足元の業績に売上高減少等の影響が生じております。

固定資産の減損及び税効果会計等につきましては、当該業績に対しては、特に2021年3月期の上期において大きく影響するものと考えており、その後も一定期間影響が続くものと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
売掛金	2百万円	2百万円
流動資産 その他	49	54
買掛金	90	97
固定負債 その他	92	112

2. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
差入保証金	1百万円	1百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高	781百万円	1,059百万円
営業取引以外の取引による取引高	76	74

2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	20百万円	18百万円
構築物	2	3
その他	4	1
計	26	24

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式2,495百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,577百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	35百万円	19百万円
賞与引当金	28	27
少額固定資産	4	2
減価償却超過額	263	276
事業用定期借地権仲介手数料	50	54
前受収益	12	12
減損損失	114	179
資産除去債務	86	88
その他	60	33
繰延税金資産計	657	694
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	30	25
繰延税金負債計	30	25
繰延税金資産の純額	626	668

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.8
住民税均等割	3.0	5.6
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7	36.7

(企業結合等関係)

連結注記事項(企業結合等関係)に同じ内容を記載しておりますので記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産	建物	8,596	242	293 (214)	8,544	5,243	431	3,300
	構築物	1,184	44	42 (14)	1,186	945	47	240
	機械及び装置	784	89	47	826	601	73	225
	車両運搬具	30	-	13	17	10	4	6
	工具、器具及び備品	1,288	23	3 (0)	1,307	1,199	76	108
	土地	1,717	-	21	1,696	-	-	1,696
	建設仮勘定	3	16	3	16	-	-	16
	計	13,605	415	426 (228)	13,594	8,000	632	5,594
無形固定資産	ソフトウェア	42	1	-	43	23	6	20
	その他	77	-	-	77	52	3	25
	計	119	1	-	121	75	10	45

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高について、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	新規店舗開設（7店舗）による内装設備等の増加	67百万円
構築物	新規店舗開設（7店舗）による看板、外溝工事等の増加	16百万円
機械及び装置	新規店舗開設（7店舗）による冷蔵庫等の増加	6百万円
工具、器具及び備品	新規店舗開設（7店舗）によるロースター等の増加	11百万円

3. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	93	90	93	90
株主優待引当金	5	7	5	7
ポイント引当金	58	67	58	67

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	当社は電子公告制度を採用しております。やむを得ない事由で電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ただし、法定公告サイトは以下の通りです。 http://www.amiyakitei.co.jp

当社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様に対し、当社店舗でお食事をお楽しみいただき、当社への理解をさらに深めていただくことを目的として株主優待制度を実施してまいりましたが、当社株式を長期にわたり継続して保有する株主様との関係をより一層大切にしていける事を主な目的として、株主優待制度の一部を見直し、長期保有株主様（3年以上）を優遇する制度を2020年1月6日より導入いたしました。

なお、長期保有株主様（3年以上）を優遇する制度導入を機に「あみやき亭」、「美濃路」の合計店舗数が、100の整数倍になった都度に、3月末の株主名簿に記載された当社株式100株以上の株主様に株主優待券の追加贈呈につきましては、廃止とさせていただきます。

所有株式数	優待内容		
	贈呈優待券	お米引換	長期保有優遇内容（新設）
100株以上200株未満	4,000円(1,000円×4枚)	お米引換なし	左記に追加
200株以上300株未満	7,000円(1,000円×7枚)	お米引換なし	
300株以上500株未満	12,000円 (1,000円×12枚)	全部引換で 新潟県産コシヒカリ 7.5Kg	
500株以上	18,000円 (1,000円×18枚)	全部引換で 新潟県産コシヒカリ 10Kg	

継続保有期間3年以上で保有株式数1単元（100株）以上かつ株主名簿基準日（9月30日、3月31日）の株主名簿に同一株主番号で連続7回以上記載されたことが条件となります。

なお、保有株式数につきましては、直近の基準日時点の保有株式数にて判定いたします。

新設優待制度の適用時期につきましては2020年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様から実施します。また、新設優待制度における継続保有期間の判定は、2020年3月31日現在（基準日）から過去に遡及して行います。新設優待制度を反映した株主優待の初回発送時期は2020年6月中旬（株主総会の決議ご通知に同封いたします）となります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び

その添付書類並びに確認書 (事業年度(第24期)自2018年4月1日 2019年6月28日
至2019年3月31日) 東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日
東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書 及び確認書

(第25期第1四半期 自2019年4月1日 2019年8月14日
至2019年6月30日) 東海財務局長に提出
(第25期第2四半期 自2019年7月1日 2019年11月14日
至2019年9月30日) 東海財務局長に提出
(第25期第3四半期 自2019年10月1日 2020年2月14日
至2019年12月31日) 東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査法人の
異動)の規定に基づく臨時報告書であります。 2020年4月15日
東海財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会に
おける議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。 2020年6月19日
東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

株式会社あみやき亭
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤英喜 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田吉孝 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あみやき亭の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あみやき亭及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あみやき亭の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社あみやき亭が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

株式会社あみやき亭
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤英喜 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田吉孝 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あみやき亭の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あみやき亭の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。